

タイトル	イベントホームステイ（イベント民泊）の実施について
------	---------------------------

いつ 実施日時・工期	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間を含む次の期間で実施します。</p> <p>① 令和2年7月21日（火）から7月25日（土）まで</p> <p>※オリンピック競技開始7月22日（土）、開会式7月24日（金）</p> <p>② 令和2年7月24日（金）から8月4日（火）まで</p> <p>※オリンピック射撃競技開催期間</p> <p>③ 令和2年8月3日（月）から8月10日（月）まで</p> <p>※オリンピック閉会式8月9日（日）</p> <p>④ 令和2年8月24日（月）から8月31日（月）まで</p> <p>※パラリンピック開会式8月25日（火）</p> <p>⑤ 令和2年8月30日（日）から9月7日（月）まで</p> <p>※パラリンピック射撃競技開催期間、閉会式9月6日（日）</p>
どこで 会場・開催地等	<p>和光市内（イベントホームステイ（イベント民泊）の実施希望者が所有する住宅）</p> <p>※申請に基づき市が事業用物件として認定し、物件の所有者に対して市から実施を要請します。</p>
だれが 主催者・関係者	<p>事業実施主体／和光市</p> <p>業務委託・連携先／Airbnb Japan 株式会社（和光市と事業実施に関する連携協定を締結）</p>

<p>なにを 事業内容など</p>	<p>イベントホームステイ（イベント民泊）は、「年数回程度のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請により自宅を提供するもの」について、旅館業法上の「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可や住宅宿泊事業法の届出を要せずに宿泊サービスを提供することができる制度をいいます。</p>
<p>なぜ 目的・理由</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、イベント開催時の宿泊需要充足と、市内飲食店等の利用促進による市内産業の活性化を目指して実施します。</p>
<p>どうした 経緯・経過</p>	<p>2月からの主な予定（事業の流れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅提供者の公募開始 ・自宅提供者向け説明会の実施 ・事業用物件の決定及び提供の要請 ・業務委託・連携先が運営するウェブサイトにて事業用住宅に関する情報の掲載（宿泊者の受付開始） ・自宅提供者に対する事前研修等の実施
<p>金額</p>	<p>宿泊料に関しては、自宅を提供する者が部屋の規模や設備等の条件に併せて設定します。</p>
<p>その他</p>	
<p>問い合わせ先 担当課</p>	<p>課名 産業支援課 氏名 伊藤 英雄・阿部 剛 電話 048-464-1111（代表）</p>